

6月1日は景観の日です

建築開発課 ☎048(473)1924

国では、景観法の基本理念の普及や良好な景観形成に関する意識啓発を目的に、6月1日を「景観の日」と定めています。

景観は、そのまちらしさを表すだけでなく、市民共通の資産として大きな価値があります。志木市の景観について定めた、志木市景観計画や志木市景観形成ガイドラインを市ホームページで公開していますので、この機会に身近な景観について考えてみませんか。

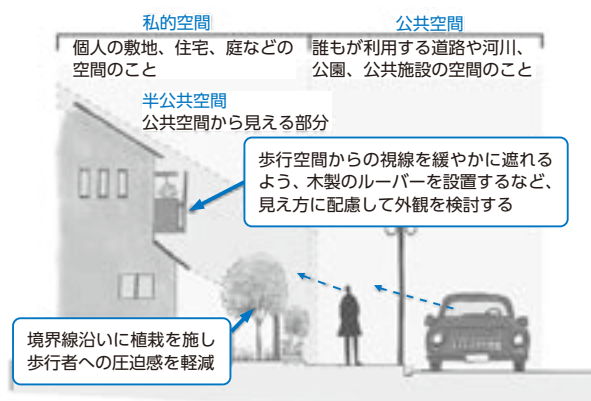


▲市ホームページ

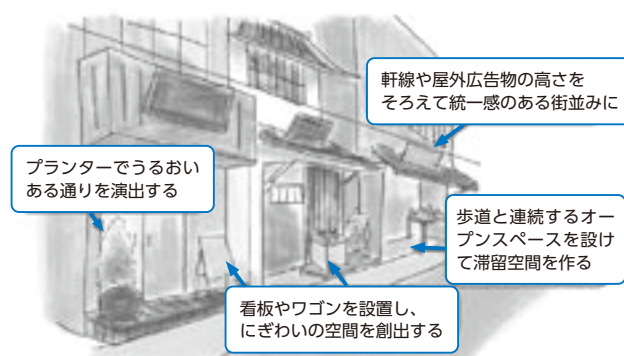
良好な景観とは

景観は、地域の自然とそこに培われた歴史や文化に加え、まちに暮らす人の営み、民間の建物、公共施設などさまざまなつながりによって育まれてきたものであり、その地域だけに存在し、地域を印象づけるものです。地域ごとの個性や特色を活かして豊かな景観となるように、市や事業者、市民がそれぞれの立場で、相互に連携して創り上げることで人々の交流やにぎわいが創出され、良好な景観の形成につながります。

良好な景観形成のポイント（住宅）



良好な景観形成のポイント（店舗）



後期高齢者医療保険料が変わります

保険年金課 ☎048(456)5361

後期高齢者医療保険料は、法令に基づき2年ごとに見直しが行われており、令和6年度はその見直しが行われる年です。埼玉県後期高齢者医療広域連合では、少子高齢化による人口構成の変化により、後期高齢者1人あたりの保険料の伸び率と現役世代1人あたりの支援金の伸び率を合わせるため、保険料の見直しを行いました。

	令和4・5年度の保険料	令和6・7年度の保険料
均等割額	44,170円	45,930円
所得割率	8.38%	9.03%

年金収入 211 万円相当以下の人は、令和 6 年度の所得割率が軽減されます

賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入211万円相当以下）の人は、令和6年度に限り、8.42%の所得割率が適用されます。なお、令和7年度からは、通常の所得割率の9.03%が適用されます。

保険料の賦課限度額が引き上げられます

保険料の賦課限度額が、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円に引き上げられます。なお、令和6年度中に75歳になり加入する人は、令和6年度から80万円となります。